

平成23年度より 要介護認定に係る有効期間が見直されます

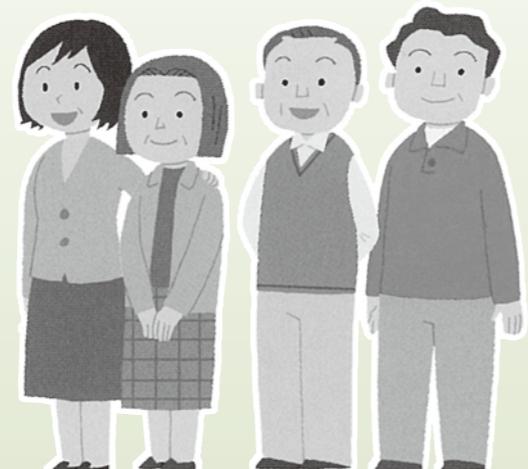
- 要介護・要支援状態区分の変更(区分変更申請)の認定に係る有効期間について、これまでの6ヶ月から最長12ヶ月までとなります。
- 更新申請について、認定結果が、要支援(前回)から要介護に変わったとき、または、要介護(前回)から要支援に変わった時は、有効期間がこれまでの6ヶ月から最長12ヶ月までとなります。

認定可能な認定有効期間の範囲

申請区分等		現 行	改 正 後
新規申請		3~6ヶ月	3~6ヶ月
区分変更申請		3~6ヶ月	3~12ヶ月
更新申請	前回要支援 → 今回要支援	3~12ヶ月	3~12ヶ月
	前回要介護 → 今回要介護	3~24ヶ月	3~24ヶ月
	前回要支援 → 今回要介護	3~6ヶ月	3~12ヶ月
	前回要介護 → 今回要支援	3~6ヶ月	3~12ヶ月

3. 対象は、平成23年4月1日以後に申請のあった要介護・要支援認定について適用します。

4. 平成23年3月31日までに申請のあった要介護・要支援認定については、従前のとおりです。



保険料の急激な上昇が抑制されています

介護従事者の待遇改善のための介護報酬改定(3%プラス)に伴い、65歳以上の方の介護保険料は上昇していますが、その上昇分を国が負担することで保険料の急激な上昇が抑制されています。本来4,258円の保険料基準額が4,200円に軽減されています。

介護保険料の仮徴収について

雲南広域連合では、介護保険料は、年間保険料額を年6回に分け、偶数月(年金が支給される月)に納めていただきます。ただし、4月、6月、8月に納めていただく保険料は、所得や住民税の課税状況が確定していませんので、仮に決定した保険料となります。(これを仮徴収といいます。)また、それぞれの額については、4月に65歳以上の方にお送りした『介護保険料仮徴収開始通知書』でお知らせしていますので、ご確認ください。

なお、10月以降は、所得や住民税の課税状況より確定した平成23年度の年間保険料額から仮徴収の間に納めていただいた保険料額を差し引いた額を10月、12月、2月の3回に分けて納めています。また、平成23年度の確定した保険料額は、9月にお送りする『介護保険料決定通知書』でお知らせする予定にしています。



特別徴収(年金天引きにより納めている方)

仮徴収の間に納めていただく各月の保険料額は、平成23年2月に年金から天引きされた金額と同じ額になります。ただし、6月及び8月に納めていただく保険料額は、4月時点で仮に決定した年間保険料額の半額を4月、6月、8月の3回で納めていただくよう調整します。そのため、中には4月の金額に比べ6月と8月の額が高くなったり、低くなったりする場合があります。

普通徴収(口座振替や納付書で納めている方)

平成22年度の所得段階をもとに、4月、6月、8月に下記のいずれかの金額を納めていただきます。

平成22年度の所得段階	1回あたりの保険料額	平成22年度の所得段階	1回あたりの保険料額
第1段階の方	4,200円	第6段階の方	9,200円
第2段階の方	4,200円	第7段階の方	10,500円
第3段階の方	6,300円	第8段階の方	12,600円
第4段階の方	7,500円	第9段階の方	14,700円
第5段階の方	8,400円	第10段階の方	16,800円

なお、4月2日以降に65歳になられた方や雲南地域外から転入された方は、1回あたり8,400円を仮の保険料として納めていただきます。